

古田史学の会・東海

東海 の 古 代

第100号 平成20(2008)12月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

「東海の古代」100号発刊にあたって

古田史学の会・東海

会長 竹内 強

「古田史学の会・東海」の機関誌「東海の古代」は、今月号でちょうど100号を迎えることとなりました。

これは、これまで「古田史学の会・東海」に関わってきた多くの皆様の協力と、この機関誌を読んでもらっている多くの読者の期待のなせるわざと、心より感謝しております。

昨年10月まで、前代表の林俊彦氏が一人こつこつと「東海の古代」を発行しておりました。林俊彦氏が急死されて、会の運営そのものをどうしていいのかわからなくなったとき、これまで例会に参加されてきた皆様が、力を出し合って本会を継続させようといってくださいました。そして、少しずつですが発展してまいりました。現在、東海地方、愛知県・岐阜県・静岡県、さらに大阪府及び神奈川県の方までが会員となっております。

「東海の古代」も皆様のおかげで継続発展させることができ、毎月約16頁(A4版)を発行しております。これからも皆様の協力を得て、150号、200号と続けて行きたいと考えています。

そして、更はその内容を充実発展させるために、会員皆様の研究成果を、この機関誌「東海の古代」で発信していただきたいと思っております。また、この地方の古代史にもっと光をあて、古田史学の立場から発言していくのも重要と考えています。

古田武彦氏は、80歳を超えた現在も、青年のようなエネルギーで研究活動を続けておられます。私たちも、古田武彦氏の学問や歴史観だけでなく、このエネルギーあふれる姿勢を見習っていきたいと思っております。

機関誌「東海の古代」が、東海の古代史研究の一里塚として語られる日が来るように、皆様とともに努力しようではありませんか。

平成20年8月の例会で、林伸禧氏が『隋書』倭国伝の多利思北孤についての発表を受けて、引続いて論究されたものです。

漢委奴国王の金印について

名古屋市 石田敬一

前回2008年8月の例会において、林伸禧氏は、金印「漢委奴国王」の「委」は「倭」の人偏を省略したものではないと考えるのが自然ではないかと問題提議されました。

いままで、漢字の偏はよく省略されることがあるから、ここの委は倭の省略形であり、自然に「漢委奴国王」は「漢倭奴国王」のことだとする通説を鵜呑みにしてきましたが、問題提議されて初めてハッと我に返ったような気がします。

というのも、前回、稲荷山古墳出土の鉄剣の銘文において、「獲加多支鹵」の「支」は「岐」「伎」の省略形ではないから、「キ」とか「ケ」と読むのではなく、「シ」と読むべきであると自ら主張したばかりであったからです。鉄剣の銘文については「支」以外に刻まれた偏のある字には、一つも減筆がないことから、「支」も偏が省略されていないと根拠を明確にしました。

稲荷山古墳出土の鉄剣の銘文には減筆がありません。

金印に関しても同様です。

金印を与える相手の蛮夷の国の文字の偏を省略する必要があるのでしょうか。私には信じられません。

事実、この金印には、5つの文字があり、偏がある字として「漢」と「奴」がありますが、それぞれサンズイも女偏も省略されていません。

「倭」だけ人偏を省略したと誰が言明できますか。省略する意味もありません。

すなわち「委」は「委」のままであって、「倭」の人偏を省略した文字ではないということです。

また、「奴」は呉音で「ヌ」、漢音で「ド」で

す。なぜ「奴」を「ナ」と読ませるのか。

「奴」を「ナ」と読ませることについては、本居宣長が” 奴国=那の津” のこととして唱えたのが最初のようなのです。そして三宅米吉の代表的論文「漢委奴国王印考」で、「漢の倭(委)の奴(な)の国王」(かんのわのなのこくおう)と三段読みを唱えたものです。

これは、『古代は輝いていたI』で古田先生が説明されているとおり、

①伊都にあてての「イト」読みは音韻上無理であること。

②博多湾岸が「那の津」と呼ばれていたことから「奴」の上古音「ナ」と一致すること。で、定説化されたものです。

これに対し古田先生は、同著書で、

①細矛・細戈・細劍の分布域が勢力波及範囲を示すものと言っても過言ではない。

” 那の津” では勢力範囲が狭すぎる。

②「溟王之印」と比較しても、その勢力波及範囲はもっと広いのが妥当である。

③授与者の中国側と被授与者の夷蛮側との2種類の国名のみという他の印の例からして、定説の「漢の倭の奴の国王」という三段細切れ読みではなく、漢の委奴の国王と読むのが正しい。

④この解説は、「新匈奴单于章」と比較しても妥当である。

⑤『後漢書』冒頭の帝紀にある「東夷韓国人」「東夷倭戸国王」から「委奴」は倭人の総称と見なされる。

⑥「ナ」の発音に当たるのは、「弥弥那利」とあるように、むしろ「那」である。

つまり、東アジア的視野、日本列島の視野、印文表記のルール、『後漢書』の表記例からも、「漢の委奴の国王」という解説が正しいとされました。

私が定説で問題にしたいのは、

①「奴」の上古音が「ナ」であった証明がされていない。

②金印の現物には「委」とあって「倭」の偏を省略したという減筆の証拠がない。

③『旧唐書』の「倭国者古倭奴国也」とあり「倭国」=旧「倭奴国」であり、「倭」と

「奴」を分断する細切れ読みは妥当性を欠く。

- ④それにも関わらず、「委」は「倭」であるとし、それは倭国のことと解され、さらに「奴」は”ナ”と読むとし、「漢の倭(委)の奴(な)の国王」(かんのわのなのこくおう)と三段に訓じることを定説としていることです。

確かに5世紀に成立した『後漢書』東夷伝には

建武中元二年 倭奴國奉貢朝賀 使人自稱大夫
倭國之極南界也 光武賜以印綬 安帝永初元年 倭國王帥升等獻生口百六十人 願請見

とあって「倭奴國」つまり「倭」の文字となっています。しかし、だからといって、金印の現物にある国名を減筆と断じてよいのでしょうか。(『三国志』魏志倭人伝の奴国とは異なる)

5世紀には「委奴」を「倭奴」という文字で表現することを適当としたのでしょうか。ただそれだけのことです。「委」は呉音も漢音も「イ(ヰ)」です。これに対し、「倭」は呉音、漢音ともに「イ(ヰ)」又は「ワ」です。

定説は、漢が蛮夷の国に金印を与える重要性を無視して、大和朝廷一元史観の立場から小国に与えられたものに封じ込めようとしているように思えてなりません。

このように多くの問題がある定説の読み方は、”那の津”を前提とした恣意的な読み方であり、危うい学説であるといわざるをえません。

私は、上古音は不確かで採用できないので、匈奴を「フヌ」「キョウド」と言われるように、「奴」は呉音で「ヌ」、漢音で「ド」ですから、「委奴」は「イヌ」又は「イド」と読むのが良いと思います。

前号に引き続いて、加藤勝美氏の「古代史の再検討—絶対年代の復元—」を掲載します。

目次

- 1 はじめに
- 2 不可思議な記紀の記述
- 3 記紀に記された年齢

- 4 暦法の開始
- 5 在位年数の問題
- 6 実年代の復元
- 7 稻荷山鉄剣銘(検証その1の準備)
- 8 江田船山鉄剣銘(検証その1の準備)
- 9 倭の五王をめぐって
- 10 武王について(検証その2の準備)
- 11 五王の検証(第2の検証)
- 12 天皇と五王の対応
- 13 日本の天皇、皇太子、皇子皆死去
- 14 「皆死去」の事実(検証3の準備)
- 15 実年代で検証する「皆死去」
- 16 天神は神にあらず
- 17 推古天皇の筈がない
- 18 開皇二十年の在位天皇
- 19 継体天皇の検証
- 20 『隋書』倭国伝をめぐって
- 21 倭国と倭国
- 22 二人大王制
- 23 皇后と皇太子
- 24 冠位12等
- 25 国書「日出處」等
- 26 推古朝検証の制約
- 27 推古朝は唐の時代
- 28 推古天皇の崩御年をめぐって
- 29 推古天皇の眞の崩御年月日
- 30 記紀伝承の確かさ
- 31 遣隋使と遣唐使
- 32 2倍年暦の形
- 33 推古朝の実年表
- 34 聖徳太子の没年月日

古代史の再検討(10)

—絶対年代の復元—

名古屋市 加藤勝美

35 途方もない再検討を迫る

前々回(8)及び前回(9)で明らかにしたように、我が国における「二倍年暦」の具体的な姿と形、いわば「二倍ごよみ」とでも呼称すべきものを明らかにすることができた。

実に驚くべきことだが、『古事記』と『日本書紀』で、一見大きく異なって見える推古天皇

の崩御年月日が、実は全く同じ年月日であることが判明した。同様に、聖徳太子の薨去年月日も『日本書紀』と法隆寺金堂の「釈迦三尊像光背銘」とでは一見大きく異なって見えながら、全く同一年月日であることも判明した。天皇や太子の崩御年月日が全く異なって記録される筈はないので、当然といえばまことに当然な結果であった。

具体的に結論だけを示すと以下のとおりとなった。

推古天皇崩

日本書紀：戊子年三月丁未朔癸丑日

古事記：戊子年三月十五日癸丑日

実年月日：西暦660年(庚申年)9月15日

聖徳太子薨

日本書紀：辛巳年二月五日癸巳日

光背銘：壬午年二月廿二日甲戌日

実年月日：西暦657年(丁巳年)9月8日

そして、これらは想定した「二倍年暦」にびったり該当した。「二倍年暦」は元嘉暦に依存した極めてシンプルなものだった。が、ベースになっている元嘉暦は、太陰太陽暦で、大の月と小の月が不規則に置かれ、かつ、19年に7回閏月が置かれる、極めて複雑かつ予測しがたい暦である。その年干支、月朔干支、日干支のことごとくが一致するなど偶然であり得る筈がない。したがって、推古天皇の崩御年月日の合致一例のみで、「二倍年暦」の実体と実存在は確定的と断じてよかろう。加えて、聖徳太子の場合も全く同一の「二倍年暦」で合致をみたのであるから、その存在は疑うべくもない。『古事記』に記された各天皇の崩御年月日はすべて「二倍年暦」によっていると考えられる。それは著者の太安萬侶がその存在に気づいていたことを意味しない。気づいていれば当然そのことを注記したに相違ないからだ。彼は伝承されていた原記録を、そのまま忠実に伝えたに過ぎないのである。

さて、「二倍年暦」の具体的な形の詳細は本稿の(8)、(9)を見ていただくしかないが、極めて簡略にその概要を述べると、こうである。

a：春の種まき開始期(旧暦2月)と秋の刈り

入れ開始期(旧暦8月)を新年とする、いわば「自然暦」とでも称すべき暦である。

b：暦は元嘉暦をそのまま活用し、元嘉暦月の前半15日と後半15日(ないし小の月の場合は14日)に各ターヶ月を充当した。したがって元嘉暦の六ヶ月が「二倍年暦」の一年(1~12月)となり、元嘉暦の一年が二年とされた。

c：元嘉暦に閏月が現れた場合は、そのまま2ヶ月の閏月を置いた。

これでお分かりのように、「二倍年暦」は極めて複雑、かつ、予測しがたい元嘉暦をベースにしているため、人為的な操作や想定を行って、推古天皇や聖徳太子の異なる崩御年月日を同一年月日に導くことは不可能である。

以上の理由から私が想定した「二倍年暦」は実存在したに相違ない、と確信するに至っている。

『古事記』に記された年月日はその「二倍年暦」による表記に間違いのない、と私は確信している。もしもそうだとすると、日本の古代史は途方もない再検討を迫られることになる。なにしろ、記紀に記された記録は、基本的にすべて半分に短縮され、これまで出されてきた古代史年表はすべて全面的に書き直しねばならなくなるからである。その対象は単に初期の天皇にとどまらない。なんと、誰もが普通暦表記と信じて疑いもしなかった推古朝、さらに場合によっては天武朝にまでその短縮は及ぶからである。天武朝までとなれば、『日本書紀』30巻中、30巻の持統紀を除くほぼ全巻がその対象に含まれてしまうのである。

そこで、私は、

「二倍年暦」の発見は、日本古代史研究史上、未曾有の大発見たり得る」

と記したのだが、決して大袈裟な表現でないことご理解いただけよう。

私が望むのはただ一点を除いてほかに何も無い。歴史の真実、ただその一点である。

したがって、私が導き出した「二倍年暦」に代わる真実があつて、それを提出する論者があれば、喜んでそれに従うつもりである。痛烈なる

批判がなされ、別の真実が明らかにされるなら、真実を求める私にとって、それ以上歓迎すべきことはない・・・。

だが、日本の古代史に途方もない再検討を迫る前に、詰めて置かなければならない事柄がある。大問題というほどの事柄でないかもしれないが、疑義を残したまま再検討を迫るのはフェアでない。解明可能か否か不明だが、最低限その努力をなすことが礼儀というものだと私は思っている。

36 「二倍年暦」の起原

「二倍年暦」をめぐっては疑義も残されている。

その一は、そもそも「二倍年暦」はいつ頃始められたか？、という問題である。

その二は、推古天皇や聖徳太子の例から考えて、推古朝までは「二倍年暦」の存在が確実だとしても、では、それ以降いつまで「二倍年暦」は続いたのか、という問題である。

先ず、その一から検討してみよう。私たちの前に誰の目にも明白な二つの事実がある。

一つは「二倍年暦」のベースになっている元嘉暦の成立年代である。元嘉暦は、南朝の宋の元嘉二〇年（443年）に何承天が作った暦であるから、これまでも述べたように、その成立は西暦443年。したがってそれ以前の記録まで二倍暦を遡ることは出来ない。少なくとも元嘉暦ベースの「二倍年暦」の上限は西暦443年である。

二つ目は『古事記』に記載された天皇の崩御年月日である。最古の記載は十代崇神天皇で、「戊寅年十二月」と記されている。次に記載があるのは、十三代成務天皇で、「乙卯年三月十五日」とある。厳密に言えば、崇神天皇は「月」しか記されていないので、普通暦かも知れぬではないか、という主張もあり得よう。その場合は十三代成務天皇が上限ということになる。が、それは屁理屈というものであって、大陸側の使用していた普通暦を使用していながら、後に「二倍年暦」に変化した、などはあり得ないことなので、崇神天皇をもって「二倍年暦」の最古と考えてよからう。

そこで、問題は崇神天皇の崩御年月と元嘉暦

成立のいずれが先か、という点に帰着する。これは、「二倍年暦」で遡ってみれば明らかになる。その結果はすでに第5表で示したように、崇神天皇の崩御年は西暦504年。元嘉暦成立の西暦443年よりも60年ほど後代である。すなわち、「二倍年暦」は崇神天皇の時代には存在し得たことになる。

なお、「二倍年暦」そのものは『三國志』「魏志倭人伝」に記載されている有名な注記が知られている。

魏略曰「其俗不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」

これにより、「二倍年暦」は三世紀、場合によってはもっと以前から使用されていた可能性がある。もとより、そのような古代での使用は、元嘉暦ベースの「二倍年暦」である筈もないけれど・・・。「其俗不知正歳四節」という表現からすると、当時は単に年齢だけ二倍で数えるにとどまっていたかも知れない。

以上、いずれにしろ、「二倍年暦」の使用は相当古くまで遡りうるのである。

37 推古朝以降の「二倍年暦」

では、視点を変えて推古朝以降いつまで「二倍年暦」は続いたのか、という問題を検討してみよう。

先ず明白なのは、『古事記』に記載されている推古天皇の崩御年月日は「二倍年暦」表記だという点である。すなわち、少なくとも推古朝までは「二倍年暦」が存在していたことになる。ところが、『古事記』の記述は推古天皇の崩御をもって終了している。したがってそれ以降、すなわち舒明天皇以降は手がかりとなる文献等がなく、不明ということになる。持統天皇以降は普通暦によっているため、厳密には推古天皇と持統天皇の間、すなわち舒明天皇～天武天皇の間に「二倍年暦」は終焉を迎え、「普通暦」に切り替わったことになる。さらに厳密にいうと、推古天皇の実崩御年は西暦660年。『日本書紀』が記す「元嘉暦・儀鳳暦の開始」は690年（持統4年）。つまり、場合によっては689年までは「二倍年暦」が存在していた可能性がある。

さらに、細かい話になって恐縮だが、「二倍

年暦」の基点（「二倍年暦」が終焉して普通年暦に切り替わった年）を690年と仮定すると、推古天皇の推定崩御実年は659年と推計された。

これまでそれを前提に論究を進めてきた。が、その真の崩御実年は660年と判明した現在、実際の実施は2年後方にずれ、692年となる。『日本書紀』が記す「元嘉暦・儀鳳暦の開始」の勅令は持統4年（690年）11月に出されている。年末に近く、同年に切り替わったとは考えにくい。現実には普通年暦に切り替わったのは、一、二年経過した692年ないし693年の年頭からだった、と考えた方が自然といえる。

なぜ、この問題の追及ないし検討が必要かというところだ。持統6年の頃といえば、唐、新羅等海外との人的交流や交易が盛んになりつつあった時期とみてよい。この時期になっても、わが国が依然として独自の「二倍年暦」に依存していたとすれば、非常に不都合だったのではないか、と考えられ、本当に「二倍年暦」に固執していたか否かが疑問視されるからである。

だが、持統6年頃まで「二倍年暦」が続いていたからこそ、推古天皇の崩御実年は660年だったと知られたわけだ。660年は、『日本書紀』によれば、斉明6年に当てられており、推古天皇から、舒明、皇極、孝徳を経て、斉明天皇に至る4代も後の天皇朝になる。

すると、少なくとも、舒明、皇極、孝徳、斉明の各天皇朝は「二倍年暦」に当てはめて手前にずらさなければならない。斉明天皇が手前にずれてれば、次の天智、天武朝も、そして、持統朝さえ持統5年頃まで影響を受けることは必然である。

結論はこうなる。「二倍年暦」は持統6年まで使用されていた。そう考えないと、推古天皇の真の崩御年が660年であることの説明が出来ない。逆の言い方も可能である。推古天皇の真の崩御年が660年であることは既に詳細に検討したように、確定的といってよい。とすれば、必然的に、「二倍年暦」は持統6年まで使用されていた、ことになるのである。

38 「二倍年暦」から普通暦への切替

我が国は、旧暦から新暦への切替を、明治時

代に経験している。明治5年（1872年）12月2日をもって旧暦は終焉し、翌日に明治6年元旦として新暦がスタートした。現行の太陽暦が始まったのである。むろん、多くの地域や農家、商家等では旧暦も使用され続けた。140年近く経った現在でさえ、暦本には旧暦が併記され、各種の伝統行事や祭礼には旧暦が遺存していること、よく知られているとおりである。

この明治期の新旧暦の切替の場合、新年の年頭を期して実施されている。このことを考えると、「二倍年暦」から普通暦（普通の元嘉暦）への切替は、同様に、新年の年頭を期して実施された、と考えられる。少なくとも、そう考えるのが極めて自然である。年の途中で切り替えたのでは期間や季節の算定に苦勞する。第一、季節感自体がつかめなくなって混乱が生ずるのは必定である。

「二倍年暦」から「元嘉暦」への切替は、どのように行われたのか。何の記録も説明も残されていないため、不明としかいいようがない。

だが、手がかりが全くないかといえば、そうではあるまい。

第一の手がかりは、今述べたように、切替は新年を期して行われたに相違ない、という点である。

また、第二の手がかりは、新暦（元嘉暦）のスタートは必然的に、持統7年（693年）と見込まれること。

そして、これがもっとも重要な手がかりだが、第三は、『日本書紀』が記す推古天皇の崩御年である戊子年（628年）は、実年では庚申年（660年）に当たっている、という点である。

この三つの手がかりに加えて、もっとも自然な発想として、「二倍年暦」の年干支と普通暦の年干支が一致する時点で切替を行ったに相違ない、とみられることだ。そして、そうすることが自然であり、便利でもある。新暦のスタート時の年干支と「二倍年暦」が続いた場合の年干支が一致していれば、旧暦と新暦相互間で年数を算出するのが非常に容易になる。干支表さえ座右に置いておけば、60年ごとに新旧の年干支は一致するから、年の計算が楽である。通常、年干支の方は新旧全く異なるため、切替の前後しばらくは年数の算出が容易であるに越し

たことはない。このため、新旧の切替時の年干支は九分九厘一致していたに相違ないと思う。

もともと、日付干支の方は連続していて、新旧同一の干支だったため、月日の異なる明治期の切替より混乱は小さかったに相違ない。加えて、「二倍年暦」は、新暦となる元嘉暦そのものをベースにしており、かつ、農作業にかなう、いわば自然暦（前回（9）参照）をもベースにしていたから、明治期の切替ほど混乱は大きくなく、比較的短期間の内に人々に受け入れられたに相違ない。

さて、以上のような手がかりから、本当に新旧暦の切替が持統7年（693年。692年まで旧暦）だった、などということが確認出来るだろうか。私は、その確認方法を数週間考えてみたが、具体的な方策がなかなか思い浮かばなかった。

ある日、こんなことは考えていたってしょうがない。無駄作業になってもいいから新旧年干支の対応表を作成してみればいい、と思い立った。推古天皇の崩御年（660年）の「二倍年暦」上の年干支は、戊子年。このときの普通暦たる元嘉暦の年干支は、庚申年。そこで、これを基点として、持統7年（693年）までの新旧年干支の対応表を作成してみることにした。第18表がそれである。

これを見ると、693年の年干支は、「二倍年暦」も普通暦も、その年干支は癸巳で、一致していた。ある程度予想していたこととはいえ、こうして見事に一致しているのを確認すると、私はほっと胸をなで下ろした。作表作業は無駄ではなかったのである。

同表は、これが正しければ、今後、古代史関係年表を作成しようとする人々にとって、不可欠の表となるに相違ない。

そこで、結論。

「二倍年暦」の終焉は692年。普通暦としての元嘉暦のスタートは693年ということになる。このように考えてまちがいあるまい。

39 「二倍年暦」のさらなる疑問

「二倍年暦」の始期も終期もほぼ明らかに出来たので、めでたしめでたし、といきたいが、事柄はそんなに単純ではない。「二倍年暦」の

終焉にはまだ大きな疑問が存在している。

たとえば、金石文。前回、検討の対象とした法隆寺金堂の釈迦三尊像光背銘に刻まれた、聖徳太子の薨去年月日。壬午年二月廿二日甲戌日。これは明らかに普通年暦表記である。「二倍年暦」ではあり得ない廿二日が表記されているからである。

これを検討するためには、非常に厄介な問題の解決を迫られる。法隆寺はいつ建立され、釈迦三尊像光背銘はいつ刻まれたか、という問題である。この時期が記紀成立時に近ければ、普通年暦表記されているのも当然。逆に天武朝以前なら、「二倍年暦」と普通年暦が併存していた、という考えを持ち出さない限り、説明がつかない。

法隆寺の建立時期をめぐっては、いくつもの著作が刊行され、論文の数も多い。とても本稿のような場で論じきることは不可能だ。詳細は機会を得たときに論述することをお約束し、ここでは結論部分だけを述べることにするのとされたい。

法隆寺は、天智朝に全焼の憂き目にあっていく。『日本書紀』天智9年の条に次のように記されている。

夏四月、癸卯朔壬申夜半之後 災法隆寺一屋無餘

「災法隆寺一屋無餘」とは、むろん、災い（火災）に見舞われ、すべての建造物の一切合切が焼失した、ということである。まさに大火に見舞われたわけで、全境内の樹木や建造物が灰燼に帰した、と考えてよい。

天智9年は『日本書紀』の紀年では、西暦670年。が、第18表によって実年では681年になることが確認できる。

一切合切が灰燼に帰したとなれば、その再建に際しては、建造物群はもとより、諸仏諸像等々すべてを新たに建造しなければならない。

その再建は『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』や平安時代の『七大寺年表』等によって和銅年間と考えられる。和銅年間に再建されたとすれば、記紀の成立時期とほぼ同時期である。釈迦三尊像光背銘に刻まれた聖徳太子の薨去年月日は、『日本書紀』と同様、普通暦によっていることは当然ということになる。

第 18 表 普通年曆、二倍年曆対応年干支

西曆	普通曆		二倍年曆	
	書紀年	干支	干支	天皇年
491	仁賢 4年	辛未	前：己酉 後：庚戌	崇神
492	仁賢 5年	壬申	前：辛亥 後：壬子	崇神
493	仁賢 6年	癸酉	前：癸丑 後：甲寅	崇神
494	仁賢 7年	甲戌	前：乙卯 後：丙辰	崇神
495	仁賢 8年	乙亥	前：丁巳 後：戊午	崇神
496	仁賢 9年	丙子	前：己未 後：庚申	崇神
497	仁賢 10年	丁丑	前：辛酉 後：壬戌	崇神
498	仁賢 11年	戊寅	前：癸亥 後：甲子	崇神
499	武烈 1年	己卯	前：乙丑 後：丙寅	崇神
500	武烈 2年	庚辰	前：丁卯 後：戊辰	崇神
501	武烈 3年	辛巳	前：己巳 後：庚午	崇神
502	武烈 4年	壬午	前：辛未 後：壬申	崇神
503	武烈 5年	癸未	前：癸酉 後：甲戌	崇神
504	武烈 6年	甲申	前：乙亥 後：丙子	崇神
505	武烈 7年	乙酉	前：丁丑 後：戊寅	崇神
506	武烈 8年	丙戌	前：己卯 後：庚辰	垂仁・景行 ・成務
507	繼体 1年	丁亥	前：辛巳 後：壬午	垂仁・景行 ・成務
508	繼体 2年	戊子	前：癸未 後：甲申	垂仁・景行 ・成務
509	繼体 3年	己丑	前：乙酉 後：丙戌	垂仁・景行 ・成務
510	繼体 4年	庚寅	前：丁亥 後：戊子	垂仁・景行 ・成務
511	繼体 5年	辛卯	前：己丑 後：庚寅	垂仁・景行 ・成務
512	繼体 6年	壬辰	前：辛卯 後：壬辰	垂仁・景行 ・成務
513	繼体 7年	癸巳	前：癸巳 後：甲午	垂仁・景行 ・成務
514	繼体 8年	甲午	前：乙未 後：丙申	垂仁・景行 ・成務
515	繼体 9年	乙未	前：丁酉 後：戊戌	垂仁・景行 ・成務
516	繼体 10年	丙申	前：己亥 後：庚子	垂仁・景行 ・成務
517	繼体 11年	丁酉	前：辛丑 後：壬寅	垂仁・景行 ・成務
518	繼体 12年	戊戌	前：癸卯 後：甲辰	垂仁・景行 ・成務
519	繼体 13年	己亥	前：乙巳 後：丙午	垂仁・景行 ・成務
520	繼体 14年	庚子	前：丁未 後：戊申	垂仁・景行 ・成務
521	繼体 15年	辛丑	前：己酉 後：庚戌	垂仁・景行 ・成務
522	繼体 16年	壬寅	前：辛亥 後：壬子	垂仁・景行 ・成務
523	繼体 17年	癸卯	前：癸丑 後：甲寅	垂仁・景行 ・成務
524	繼体 18年	甲辰	前：乙卯 後：丙辰	垂仁・景行 ・成務
525	繼体 19年	乙巳	前：丁巳 後：戊午	仲哀
526	繼体 20年	丙午	前：己未 後：庚申	仲哀
527	繼体 21年	丁未	前：辛酉 後：壬戌	仲哀
528	繼体 22年	戊申	前：癸亥 後：甲子	応神
529	繼体 23年	己酉	前：乙丑 後：丙寅	応神
530	繼体 24年	庚戌	前：丁卯 後：戊辰	応神
531	繼体 25年	辛亥	前：己巳 後：庚午	応神
532	空位	壬子	前：辛未 後：壬申	応神
533	空位	癸丑	前：癸酉 後：甲戌	応神
534	安閑 1年	甲寅	前：乙亥 後：丙子	応神
535	安閑 2年	乙卯	前：丁丑 後：戊寅	応神
536	宣化 1年	丙辰	前：己卯 後：庚辰	応神
537	宣化 2年	丁巳	前：辛巳 後：壬午	応神
538	宣化 3年	戊午	前：癸未 後：甲申	応神
539	宣化 4年	己未	前：乙酉 後：丙戌	応神
540	欽明 1年	庚申	前：丁亥 後：戊子	応神
541	欽明 2年	辛酉	前：己丑 後：庚寅	応神
542	欽明 3年	壬戌	前：辛卯 後：壬辰	応神
543	欽明 4年	癸亥	前：癸巳 後：甲午	応神
544	欽明 5年	甲子	前：乙未 後：丙申	仁德
545	欽明 6年	乙丑	前：丁酉 後：戊戌	仁德
546	欽明 7年	丙寅	前：己亥 後：庚子	仁德
547	欽明 8年	丁卯	前：辛丑 後：壬寅	仁德
548	欽明 9年	戊辰	前：癸卯 後：甲辰	仁德
549	欽明 10年	己巳	前：乙巳 後：丙午	仁德
550	欽明 11年	庚午	前：丁未 後：戊申	仁德
551	欽明 12年	辛未	前：己酉 後：庚戌	仁德
552	欽明 13年	壬申	前：辛亥 後：壬子	仁德
553	欽明 14年	癸酉	前：癸丑 後：甲寅	仁德
554	欽明 15年	甲戌	前：乙卯 後：丙辰	仁德
555	欽明 16年	乙亥	前：丁巳 後：戊午	仁德
556	欽明 17年	丙子	前：己未 後：庚申	仁德
557	欽明 18年	丁丑	前：辛酉 後：壬戌	仁德
558	欽明 19年	戊寅	前：癸亥 後：甲子	仁德
559	欽明 20年	己卯	前：乙丑 後：丙寅	仁德
560	欽明 21年	庚辰	前：丁卯 後：戊辰	履中
561	欽明 22年	辛巳	前：己巳 後：庚午	履中
562	欽明 23年	壬午	前：辛未 後：壬申	履中
563	欽明 24年	癸未	前：癸酉 後：甲戌	反正
564	欽明 25年	甲申	前：乙亥 後：丙子	反正
565	欽明 26年	乙酉	前：丁丑 後：戊寅	反正
566	欽明 27年	丙戌	前：己卯 後：庚辰	允恭
567	欽明 28年	丁亥	前：辛巳 後：壬午	允恭
568	欽明 29年	戊子	前：癸未 後：壬午	允恭
569	欽明 30年	己丑	前：乙酉 後：丙戌	允恭
570	欽明 31年	庚寅	前：丁亥 後：戊子	允恭
571	欽明 32年	辛卯	前：己丑 後：庚寅	允恭
572	敏達 1年	壬辰	前：辛卯 後：壬辰	允恭
573	敏達 2年	癸巳	前：癸巳 後：甲午	允恭
574	敏達 3年	甲午	前：乙未 後：丙申	安康
575	敏達 4年	乙未	前：丁酉 後：戊戌	安康
576	敏達 5年	丙申	前：己亥 後：庚子	空位?
577	敏達 6年	丁酉	前：辛丑 後：壬寅	空位?
578	敏達 7年	戊戌	前：癸卯 後：甲辰	空位?
579	敏達 8年	己亥	前：乙巳 後：丙午	空位?
580	敏達 9年	庚子	前：丁未 後：戊申	雄略
581	敏達 10年	辛丑	前：己酉 後：庚戌	雄略
582	敏達 11年	壬寅	前：辛亥 後：壬子	雄略
583	敏達 12年	癸卯	前：癸丑 後：甲寅	雄略
584	敏達 13年	甲辰	前：乙卯 後：丙辰	雄略
585	敏達 14年	乙巳	前：丁巳 後：戊午	雄略
586	用明 1年	丙午	前：己未 後：庚申	雄略
587	用明 2年	丁未	前：辛酉 後：壬戌	雄略
588	崇峻 1年	戊申	前：癸亥 後：甲子	雄略
589	崇峻 2年	己酉	前：乙丑 後：丙寅	雄略
590	崇峻 3年	庚戌	前：丁卯 後：戊辰	雄略
591	崇峻 4年	辛亥	前：己巳 後：庚午	雄略 清寧~武烈
592	崇峻 5年	壬子	前：辛未 後：壬申	雄略 清寧~武烈
593	推古 1年	癸丑	前：癸酉 後：甲戌	清寧~武烈
594	推古 2年	甲寅	前：乙亥 後：丙子	清寧~武烈
595	推古 3年	乙卯	前：丁丑 後：戊寅	清寧~武烈

西暦	普通暦	二倍年暦
	書紀年 干支	干支 天皇年
596	推古 4年 丙辰	前：己卯 清寧～武烈 後：庚辰
597	推古 5年 丁巳	前：辛巳 清寧～武烈 後：壬午
598	推古 6年 戊午	前：癸未 繼体 1年 後：甲申 繼体 2年
599	推古 7年 己未	前：乙酉 繼体 3年 後：丙戌 繼体 4年
600	推古 8年 庚申	前：丁亥 繼体 5年 後：戊子 繼体 6年
601	推古 9年 辛酉	前：己丑 繼体 7年 後：庚寅 繼体 8年
602	推古 10年 壬戌	前：辛卯 繼体 9年 後：壬辰 繼体 10年
603	推古 11年 癸亥	前：癸巳 繼体 11年 後：甲午 繼体 12年
604	推古 12年 甲子	前：乙未 繼体 13年 後：丙申 繼体 14年
605	推古 13年 乙丑	前：丁酉 繼体 15年 後：戊戌 繼体 16年
606	推古 14年 丙寅	前：己亥 繼体 17年 後：庚子 繼体 18年
607	推古 15年 丁卯	前：辛丑 繼体 19年 後：壬寅 繼体 20年
608	推古 16年 戊辰	前：癸卯 繼体 21年 後：甲辰 繼体 22年
609	推古 17年 己巳	前：乙巳 繼体 23年 後：丙午 繼体 24年
610	推古 18年 庚午	前：丁未 繼体 25年 後：戊申 空位？
611	推古 19年 辛未	前：己酉 空位？ 後：庚戌
612	推古 20年 壬申	前：辛亥 空位？ 後：壬子
613	推古 21年 癸酉	前：癸丑 空位？ 後：甲寅
614	推古 22年 甲戌	前：乙卯 空位？ 後：丙辰
615	推古 23年 乙亥	前：丁巳 空位？ 後：戊午
616	推古 24年 丙子	前：己未 空位？ 後：壬子
617	推古 25年 丁丑	前：辛酉 空位？ 後：壬戌
618	推古 26年 戊寅	前：癸亥 空位？ 後：甲子
619	推古 27年 己卯	前：乙丑 空位？ 後：丙寅 安閑 1年
620	推古 28年 庚辰	前：丁卯 安閑 2年 後：戊辰 宣化・欽明
621	推古 29年 辛巳	前：己巳 宣化・欽明 後：庚午
622	推古 30年 壬午	前：辛未 宣化・欽明 後：壬申
623	推古 31年 癸未	前：癸酉 宣化・欽明 後：甲戌
624	推古 32年 甲申	前：乙亥 宣化・欽明 後：丙子
625	推古 33年 乙酉	前：丁丑 宣化・欽明 後：戊寅
626	推古 34年 丙戌	前：己卯 宣化・欽明 後：庚辰
627	推古 35年 丁亥	前：辛巳 宣化・欽明 後：壬午
628	推古 36年 戊子	前：癸未 宣化・欽明 後：甲申

西暦	普通暦	二倍年暦
	書紀年 干支	干支 天皇年
629	舒明 1年 己丑	前：乙酉 宣化・欽明 後：丙戌
630	舒明 2年 庚寅	前：丁亥 宣化・欽明 後：戊子
631	舒明 3年 辛卯	前：己丑 宣化・欽明 後：庚寅
632	舒明 4年 壬辰	前：辛卯 敏達 1年 後：壬辰 敏達 2年
633	舒明 5年 癸巳	前：癸巳 敏達 3年 後：甲午 敏達 4年
634	舒明 6年 甲午	前：乙未 敏達 5年 後：丙申 敏達 6年
635	舒明 7年 乙未	前：丁酉 敏達 7年 後：戊戌 敏達 8年
636	舒明 8年 丙申	前：己亥 敏達 9年 後：庚子 敏達 10年
637	舒明 9年 丁酉	前：辛丑 敏達 11年 後：壬寅 敏達 12年
638	舒明 10年 戊戌	前：癸卯 敏達 13年 後：甲辰 敏達 14年
639	舒明 11年 己亥	前：乙巳 空位？ 後：丙午 用明 1年
640	舒明 12年 庚子	前：丁未 用明 2年 後：戊申 崇峻 1年
641	舒明 13年 辛丑	前：己酉 崇峻 2年 後：庚戌 崇峻 3年
642	皇極 1年 壬寅	前：辛亥 崇峻 4年 後：壬子 崇峻 5年
643	皇極 2年 癸卯	前：癸丑 推古 1年 後：甲寅 推古 2年
644	皇極 3年 甲辰	前：乙卯 推古 3年 後：丙辰 推古 4年
645	大化 1年 乙巳	前：丁巳 推古 5年 後：戊午 推古 6年
646	大化 2年 丙午	前：己未 推古 7年 後：庚申 推古 8年
647	大化 3年 丁未	前：辛酉 推古 9年 後：壬戌 推古 10年
648	大化 4年 戊申	前：癸亥 推古 11年 後：甲子 推古 12年
649	大化 5年 己酉	前：乙丑 推古 13年 後：丙寅 推古 14年
650	白雉 1年 庚戌	前：丁卯 推古 15年 後：戊辰 推古 16年
651	白雉 2年 辛亥	前：己巳 推古 17年 後：庚午 推古 18年
652	白雉 3年 壬子	前：辛未 推古 19年 後：丙寅 推古 20年
653	白雉 4年 癸丑	前：癸酉 推古 21年 後：甲戌 推古 22年
654	白雉 5年 甲寅	前：乙亥 推古 23年 後：丙子 推古 24年
655	齊明 1年 乙卯	前：丁丑 推古 25年 後：戊寅 推古 26年
656	齊明 2年 丙辰	前：己卯 推古 27年 後：庚辰 推古 28年
657	齊明 3年 丁巳	前：辛巳 推古 29年 後：壬午 推古 30年
658	齊明 4年 戊午	前：癸未 推古 31年 後：甲申 推古 32年
659	齊明 5年 己未	前：乙酉 推古 33年 後：丙戌 推古 34年
660	齊明 6年 庚申	前：丁亥 推古 35年 後：戊子 推古 36年
661	齊明 7年 辛酉	前：己丑 舒明 1年 後：庚寅 舒明 2年

西暦	普通暦	二倍年暦
	書紀年 干支	干支 天皇年
662	天智 1年 壬戌	前：辛卯 舒明 3年 後：壬辰 舒明 4年
663	天智 2年 癸亥	前：癸巳 舒明 5年 後：甲午 舒明 6年
664	天智 3年 甲子	前：乙未 舒明 7年 後：丙申 舒明 8年
665	天智 4年 乙丑	前：丁酉 舒明 9年 後：戊戌 舒明 10年
666	天智 5年 丙寅	前：己亥 舒明 11年 後：庚子 舒明 12年
667	天智 6年 丁卯	前：辛丑 舒明 13年 後：壬寅 皇極 1年
668	天智 7年 戊辰	前：癸卯 皇極 2年 後：甲辰 皇極 3年
669	天智 8年 己巳	前：乙巳 大化 1年 後：丙午 大化 2年
670	天智 9年 庚午	前：丁未 大化 3年 後：戊申 大化 4年
671	天智 10年 辛未	前：己酉 大化 5年 後：庚戌 白雉 1年
672	天武 1年 壬申	前：辛亥 白雉 2年 後：壬子 白雉 3年
673	天武 2年 癸酉	前：癸丑 白雉 4年 後：甲寅 白雉 5年
674	天武 3年 甲戌	前：乙卯 齊明 1年 後：丙辰 齊明 2年
675	天武 4年 乙亥	前：丁巳 齊明 3年 後：戊午 齊明 4年
676	天武 5年 丙子	前：己未 齊明 5年 後：庚申 齊明 6年
677	天武 6年 丁丑	前：辛酉 齊明 7年 後：壬戌 天智 1年
678	天武 7年 戊寅	前：癸亥 天智 2年 後：甲子 天智 3年
679	天武 8年 己卯	前：乙丑 天智 4年 後：丙寅 天智 5年
680	天武 9年 庚辰	前：丁卯 天智 6年 後：戊辰 天智 7年
681	天武 10年 辛巳	前：己巳 天智 8年 後：庚午 天智 9年
682	天武 11年 壬午	前：辛未 天智 10年 後：壬申 天武 1年
683	天武 12年 癸未	前：癸酉 天武 2年 後：甲戌 天武 3年
684	天武 13年 甲申	前：乙亥 天武 4年 後：丙子 天武 5年
685	天武 14年 乙酉	前：丁丑 天武 6年 後：戊寅 天武 7年
686	朱鳥 1年 丙戌	前：己卯 天武 8年 後：庚辰 天武 9年
687	持統 1年 丁亥	前：辛巳 天武 10年 後：壬午 天武 11年
688	持統 2年 戊子	前：癸未 天武 12年 後：甲申 天武 13年
689	持統 3年 己丑	前：乙酉 天武 14年 後：丙戌 朱鳥 1年
690	持統 4年 庚寅	前：丁亥 持統 1年 後：戊子 持統 2年
691	持統 5年 辛卯	前：己丑 持統 3年 後：庚寅 持統 4年
692	持統 6年 壬辰	前：辛卯 持統 5年 後：壬辰 持統 6年
693	持統 7年 癸巳	癸巳 持統 7年
694	持統 8年 甲午	甲午 持統 8年

注1：『古事記』による二倍年暦紀年により作成。
 2：十代崇神天皇～二十五代武烈天皇までは在位年限不明。
 3：繼体天皇以降は『日本書紀』の在位を参考にした。
 4：「空位？」は、前後の天皇の在位年数を『日本書紀』より長く取れないと考えると、『古事記』の崩御年に従う限り天皇不在期間となる。
 5：「書紀年」は、『日本史年表』（東京堂出版）を参照して作成。

ところが、原記録では聖徳太子の薨去年月日は「二倍年暦」であったに相違なく、たとえば「壬午年二月癸巳日」などと記されていた。これを『日本書紀』推古紀の著者も光背銘の刻印者も普通暦表記と理解したため、齟齬が生ずることとなった。

問題は『日本書紀』自身に記されている推古朝以降の記事である。

『日本書紀』の紀年は2倍以上に引き延ばされた、いわば造られた紀年だ。したがって信用するにあたらぬ。」

こう言ってしまえば身も蓋もない。問題の回避には都合な主張だ。だが、神話時代につながる初期天皇の時代ならいざ知らず、推古朝以降となると、『日本書紀』成立からみてさほど古い時代ではない。「二倍年暦」が天武朝ないし持統朝まで続いていたとすれば、両朝は『日本書紀』成立時のわずか半世紀前にも満たない時期となる。そんな新しい時代まで、『日本書紀』の編著者が記録類を無視して紀年を造出したとは、とても考えられない。

事実、推古天皇の崩御年月日や聖徳太子の薨去年月日は、「二倍年暦」表記に気づかなかったものの、年干支、日干支、月名はできるだけ原記録を尊重しようとした姿勢が感じられる。とくに日付干支は動かさないように努めたらしいこと、前々回(8)及び前回(9)の検討で明らかになっている。

つまり、こうだ。『日本書紀』の編著者は紀年を作したのではない。逆に原記録をできるだけ尊重しようとしていたのだ。ただ、それが「二倍年暦」表記だったのに、普通年暦と思いきいで処理しようとしたために、齟齬が生じてしまった、と考えられるのである。

40 壬申の乱と「二倍年暦」

このことを、天武紀に記されている壬申の乱によって明らかにし、同時に「二倍年暦」表記は天武朝にも及んでいたに相違ないことを明らかにしてみたい。

まず、さきほど紹介した第18表をごらん願いたい。『日本書紀』が伝える天武元年は壬申年だが、「二倍年暦」でも天武元年は壬申年になっている。この一致はとても偶然とは考えら

れない。「二倍年暦」の天武元年(実年)は壬午年(682年)の後半に当たっている。もとより「二倍年暦」で記録された原記録は、「壬申の乱」は壬申年に起きたと、記されていたに相違ない。ところが『日本書紀』天武紀の著者はそれを普通年暦の壬申年(672年)と受け取った。

この間の事情は、本論の読者なら即座に察しがつくであろう。「二倍年暦」から普通暦への切替が西暦693年(癸巳年)であった証明に第18表が役に立った。そして、ここでも壬申の乱は、まさに、「二倍年暦」の壬申年の出来事だったことを第18表が物語っている。

さて、『日本書紀』天武紀は壬申の乱の経過を次表のように伝えている。簡略を期すため、年月日を軸にし、事項を最低限の記述にとどめて示そう。

表 a 天武元年(二倍年暦でも天武元年) 壬申年経過表

月	日干支	日	事	項
6	壬午	2 2	天武、挙兵	
	甲申	2 4	天武、吉野を出発	
	乙酉	2 5	高市皇子、来たる	
	丙戌	2 6	大津皇子、来たる	
	丁亥	2 7	天武、不破に至る	
	己丑	2 9	大伴吹負、飛鳥京占拠	
・・・略・・・				
7	壬寅	1 3	安河で近江軍を大破	
	丙午	1 7	栗太で近江軍を撃破	
	辛亥	2 2	近江大津京陥落	
	壬子	2 3	大友皇子、自害	
	癸丑	2 4	近江朝大臣等を捕縛	
	乙卯	2 6	大友皇子の頭、差し出す	
8	甲申	2 5	近江朝群臣の罪状を裁く	

このように、16日以降の日時がずらりと並んでいる。これは月の前半部分の記事を省いたからだ、そうしたのは、天武紀の記載が普通暦たる元嘉暦によって行われていることを強調したいがためである。

もとより原文の日付はすべて干支で表記されている。したがって表中内の日付は後世の私たちが分かり易いようにしているだけの、参考に

すぎない。

もしも、天武紀の著者が参照した原記録が「二倍年曆」表記で行われていた場合、著者は原記録の日付干支をそのまま写し取ったことであろう。

ただし、同じ壬申年でも、普通曆上の壬申年（672年）と「二倍年曆」上の壬申年（682年後半年）とは、全く別物であり、原記録から写し取った日付干支は全く意味が異なるこというまでもない。そもそも、「二倍年曆」上の壬申年（682年後半年）は、普通曆では壬申年ではなく、壬午年なのである。

さて、天武紀に記されている様々な日付干支が、実は「二倍年曆」上の日付干支であることを証明できなければ、天武紀が「二倍年曆」下にあったことを証明したことにならない。

むろん、証明の条件は厳しい。その前提条件は、先ず、推古天皇と聖徳太子の検討の際に、作成し、使用した「二倍年曆」ごよみ（第16表及び第17表）と全く同じ考え方で作成された「二倍年曆」ごよみにぴったり当てはまる日付干支群となっていなければならない。加えて、「二倍年曆」上の月の日数は15日以内という狭いレンジである。天武紀に記された日付干支群が、果たして、こうした条件に当てはまるのであろうか。検証の対象となる年が、天武紀の記す日付干支群を擁する壬申年（672年）とは全く異なる壬申年（=壬午年）なのに、果たしてうまく当てはまるだろうか。

そこで、私は第16表及び第17表と全く同じ考え方で壬午年（682年）の「二倍年曆」ごよみを作成してみた。それが第19表である。

「二倍年曆」の壬申年は、後半年、すなわち、普通曆の8月を1月、2月とする年になっている。この「二倍年曆」ごよみに先掲の干支群がどのように当てはまっているか（または当てはまっていないか）を探るため、実際に当該干支が何月何日なのかを書き出してみればよい。

表bに示すのがそれだ。

いかがであろう。6月は15日ずれた干支がぴったり6月中におさまっている。そして翌7月の干支は同時進行となるから、15日まではぴったり一致。事実、7月壬寅（13日）は『日本書紀』も「二倍年曆」も全く同日干支となっ

第19表 天武天皇壬申乱実年干支
●682年（壬午年・天武天皇11年）

元嘉曆			二倍曆(自然曆)		
西曆	月	日	月	日	
682	1	小	乙未	1 1	乙未
				1 2	庚戌
	2	大	甲子	1	甲子
				2	己卯
	3	小	甲午	3	甲午
				4	癸酉
	4	大	癸亥	5	癸亥
				6	戊寅
	5	小	癸巳	7	癸巳
				8	戊申
	6	大	壬戌	9	壬戌
				1 0	丁丑
7	大	壬辰	1 1	壬辰	
			1 2	丁未	
8	小	壬戌	1	壬戌	
			2	丁丑	
9	大	辛卯	3	丙午	
			4	辛丑	
1 0	小	辛酉	5	辛酉	
			6	丙子	
1 1	大	庚寅	7	庚寅	
			8	乙巳	
1 2	小	庚申	9	庚申	
			1 0	乙亥	
683	1	大	己丑	1 1	己丑
				1 2	甲辰

注1：「元嘉曆」欄は、内田正男編著『日本書紀 曆日原典』（雄山閣 1992年）による
注2：「二倍曆（自然曆）」欄の閏月は当該月に置いたと推測した。

表b 壬申の乱普通曆、二倍年曆対応

『日本書紀』月日			二倍年曆月日			
月	日干支	日	月	日干支	日	
6	壬午	2 2	6	壬午	7	
	甲申	2 4		甲申	9	
	乙酉	2 5		乙酉	1 0	
	丙戌	2 6		丙戌	1 1	
	丁亥	2 7		丁亥	1 2	
	己丑	2 9		己丑	1 4	
・・・略・・・						
7	壬寅	1 3	7	壬寅	1 3	
	丙午	1 7		8	丙午	2
	辛亥	2 2			辛亥	7
	壬子	2 3			壬子	8
	癸丑	2 4			癸丑	9
	乙卯	2 6		乙卯	1 1	
8	甲申	2 5	1 0	甲申	1 0	

ている。問題は7月丙午（17日）。『日本書紀』が記す元嘉暦（普通暦）の場合は、16日以降も30日まで7月は続く。ところが、「二倍年暦」の場合は16日が翌8月の1日となる。すなわち、7月丙午（17日）は8月丙午（2日）となるのである。

つまり、こういうことが分かる。壬申の乱の原記録はまさしく「二倍年暦」ごよみに従って記録されていた。6月壬午日の天武挙兵を基点として、天武紀の著者は原記録の日付干支群を忠実に写し取っているのである。天武紀の著者は決して年紀を造作などはしていない。「二倍年暦」ごよみに気づかないで、普通年暦記録として受け取ってしまったために齟齬が生じたのである。

この事情は、推古紀の著者も法隆寺金堂の「釈迦三尊像光背銘」の刻印者も全く同様で、原記録の「二倍年暦」ごよみに気づかないで、普通年暦と受け取ってしまった。そのため、普通年暦に合致させるため、あるいは年干支を動かし、あるいは日付干支を無視するという結果を招いている。

これまで繰り返し、述べたように、当時（『日本書紀』編纂時）の暦は複雑な元嘉暦。年干支、月朔干支、日干支等を操作して適当に造り出すことなど、およそ不可能である。残っている原記録をそのまま書き写すよりほかに手段はなかった筈だ。写し間違いでもしない限り、原記録との齟齬（相違）など起きる筈はないのである。そこに齟齬が生ずるのは、異なった暦であることに気づかない場合に発生する。旧暦から新暦に切り替わったことに気づかない人が、江戸期の暦を現在の暦と受け取って解釈をほどこせば、大きな齟齬が発生するのは当然の成り行きなのである。

推古天皇の崩御年月日も、聖徳太子の薨去年月日も、さらに天武による壬申の乱の一連の日付干支も、すべて同一の時点をあらわしている。この事実はむしろ当たり前のことと言わなければならない。

驚くべきことに、「二倍年暦」表記は、推古朝はおろか、なんと、天武、持統朝まで行われていたのである。『日本書紀』が、持統4年に

「元嘉暦・儀鳳暦開始の勅令が発せられた」と記したのは、まさに正しかったのである。このことを強調して今回の締めとしたい。

なお、本連載も終末に近づいており、次回ないし次々回に完結となろう。

私は、先に、完結に際しては、古田史学の功罪に言及すると記した。今回、「東海の古代」100号記念別冊号が発行されることになったので、そちらで発表させていただくつもりである。興味のある方はご一読願いたい。

「100号記念別冊号」の宣伝かたがた一言付け加えさせていただくものである。

日本思想史学会2008年度大会が愛知県で開催されました。大会で古田武彦氏が発表された概要です。

2008年度日本思想史学会での

古田先生の発表

名古屋市 石田敬一

2008年10月19日（日）に愛知教育大学で開催された日本思想史学会において、古田武彦先生は『日本思想史学批判～「万世一系」論と現代マスメディア～』と題して発表されました。

いつものように手振りを交えて82歳とは思えないほど、勢いのある力強い声で発表されました。

真の学問を求める熱い気持ちが伝わってきました。

<発表の主旨>

日本思想史学の「研究史」の事実は、万世一系が歴史的事実ではないことを熟知しながら、日本思想史学会は、これに触れずにきた。それは本来の学問に反する。

他の学問などに先駆けて学問としての自由にして十分な討論を重んじられるよう要望する。

<発表の概要>

- 1 教える側は教科書の枠組みの中で教えている。
- 2 しかし、その教科書は疑念に満ちている。
- 3 戦前の教科書検閲も戦後の教科書検定も、要は検閲であって、不都合な事はカットされている。
- 4 日本は国体保持、アメリカは反米内容を教科書からカットするための教科書検定であった。
- 5 また、国体保持という観点からすれば、国史学も皇国史観も同じである。
- 6 「万世一系」は『古事記』にも『日本書紀』にもその記述がない。
- 7 近畿天皇家の大義名分は天智、天武の後を受け継いだことで、記紀はそれを主張している。
- 8 北畠親房は、南朝が正当と言うために「万世一系」を唱え、それが薩長の「万世一系」の宣伝文句となった。
- 9 700年までは「評」、701年以降は「郡」で孝徳が廃評したことになる。
- 10 しかし、記紀には、権力者による廃評建郡が記述されていない。
- 11 最大の疑義は、井上光貞先生などの主張に従った講義のままでおり、学生が古田史学を知っているのに授業では扱われない事である。
- 12 私が何度も日本思想史学会で主張するこうした内容は影響が大きいものの、全く反応がない。
- 13 批判がないのは学問として健全ではない。アメリカでは新しい仮説について学会で批判して初めて学説として認められる。
- 14 記紀の記述は歴史をこう考えて欲しいという内容である。しかし事実がそうであるということとは別物である。
- 15 日本思想史学は、これを区別していない。
- 16 魏志倭人伝では帝紀に「俾弥呼」が初めて出てくる。この「俾」はリーダーを示す字である。
- 17 大百濟、大高句麗、大新羅はないが、著者陳寿は大魏、大漢に対して大倭と呼んでいる。

- 18 歴史家の判断として、大魏と大倭は対等であるとしたメッセージを魏志倭人伝に込めている。
- 19 『日本書紀』は矛盾が多い。だが嘘を書くことによって嘘であることを示すメッセージである。
- 20 私は右翼も左翼もなくイデオロギーは大嫌い。事実を事実として追求したい。
- 21 事実を事実として追求する一つの例として、記紀では説明がつかない宮沢遺跡のことが『東日流外三郡誌』に書いてある。
- 22 しかし、与えられた教科書ではない『東日流外三郡誌』の記述には蓋をしたままである。
- 23 好奇心に蓋をする教師からは好奇心に蓋をした生徒が生まれるのは当たり前である。

<質問への回答>

●九州王朝の滅亡はどのような事件で、その時期はいつか？

- 1 九州王朝の滅亡については、白村江の敗北の時である。
- 2 唐が南朝の宮殿、墓地を壊したのと同様に、三種の神器の集中する博多湾岸にあった九州王朝の宮殿などを壊した。
- 3 三種の神器の場所はみな田畑の中等にあり、祭られていない。これはおかしい。
- 4 祭られていないのは、近畿の協力を得て唐が破壊したからである。

●邪馬台国と九州王朝との関係はどうか？

- 1 邪馬一国については文献処理と考古学の両面から一致するのは北九州博多湾岸である。
- 2 魏志倭人伝の邪馬一国は7万戸の首都のこと、『後漢書』には「その大倭王は邪馬台国に居す」とあり、邪馬台国とは宮城のことである。『後漢書』は宮城の記述を追加したのである。

●前方後円墳と大和王朝との関係はどうか

- 1 前方後円墳は近畿天皇家の墓ではない。
- 2 前方後円墳の築造時期は（放射性炭素年代測定の結果を考慮すると）継体以前に収まる。継体以後には前方後円墳は無くなる。

●大和王朝と神武東征との関係はどのようなか？

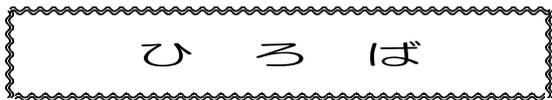
- 1 神武は実在した。そうでないと説明が付かない。

2 大和盆地に九州王朝の一派である神武が進入し、銅鐸圏の王朝を滅ぼした。

●神武東征はいつか。

1 神武東進は従来はAD 1世紀ほどであるが、(放射性炭素年代測定の結果を考慮すると) 1世紀ほど遡る。

2 従って、神武東進は紀元前後になると思う。



飛驒の伽藍と仏教の戒律

岐阜市 竹内 強

『日本書紀』に初めて飛驒の名が現れるのは、仁徳紀の「両面宿難」の記事が最初です。

次に現れるのは、朱鳥元年(686年) 10月條で次のような記事です。

冬十月の戊辰の朔己巳に、皇子大津、謀反けむとして発覚れぬ。皇子大津を逮捕めて、併せて皇子大津が為にあざむかれたる……新羅沙門行心、……、三十余人を捕む。

庚午に、皇子大津を詔語田の舎に賜死む。時に年二十四なり。……

詔して曰はく、「新羅沙門行心、皇子大津謀反けむとするに与せれども、朕加法するに忍びず。飛驒国の伽藍に徒せ」とのたまう。

(『日本書紀』持統紀、岩波文庫『日本書紀』五)

又、『懷風藻』によれば、大津皇子に対して行心が、天文占いによって謀反を勧めたことになっています。その行心を持統天皇は飛驒の伽藍に流したとされています。大津皇子は死罪になっていますのでその刑はかなり軽いもののようにみえます。この事件については持統天皇が皇位を草壁皇子に継がせるために仕組んだものだという意見もありよく解らないところがありますが、ここではそのことについて論ずることは本意ではありませんので、またの機会にしたいと思います。

ここで、私がここで問題にしたいのは、飛驒の伽藍についてです。行心が流された七世紀の

後半、すでに飛驒に伽藍と呼ばれるような寺院施設が存在したということです。

これまでの調査によって七世紀ころまでに高山盆地、古川・国府盆地には十二の寺院跡が確認されています。

高山市：三仏寺跡、東光寺跡(高山市)、安国寺、沢廃寺、塔の腰廃寺、久中廃寺、名張廃寺、石橋廃寺、光寿庵跡、上町遺跡(旧国府町)

飛驒市：寿楽寺跡、杉原廃寺。(旧古川町)

飛驒国は、律令制度では東山道に属する下国位置づけられていますが、近畿大和勢力が考えていたような、経済的にも文化的にも遅れた地域ではないということです。

北部九州式の横穴式石室を持つ古墳の存在と併せて考えると、『日本書紀』には出てこない近畿大和勢力とは別の権力と関係のある有力な人々が、この地域に存在したことを示しているのではないのでしょうか。

行心が流された伽藍とは、どの寺なのか?。いくつかの候補地はありますが、現在のところ決め手がなく明確になっていません。

つぎの疑問は、『続日本紀』の大宝二年(702年)四月條の記事です。

乙巳、飛驒国、神馬を献る。天下に大赦す、盗人は赦の限りに在らず。その国司目已上と国司と、瑞を出せる郡の大領とは位各一階を進め、禄賜ふこと差有り。百姓には復三年を賜ふ。瑞を獲し僧隆観には罪を免して京に入らしむ。(隆観は流僧幸甚が子なり。)

(新日本古典文学大系『続日本紀』1 岩波書店)

ここで言っている「幸甚」とは先に述べた「行心」だと思われます。

もし、この二人が同一人物だとすると不思議なことになります。行心が飛驒に流罪になって16年後に「隆観」が罪を許されたことになります。

行心は大津皇子事件のときすでに妻子がいたのだろうか?。或いは流罪になったあと飛驒で妻子をもうけたのであろうか?。隆観の年齢を考えるとどうも前者と考えたほうが合理的です。

だとすると、新羅の僧は妻子を持つことが許

されていたのだろうか。仏教に於ける戒律はこの時代いったいどうなっていたのだろうか？

僧の妻帯については、親鸞が最初だと思っていましたが、既に数百年も前にこうしたことが公然と行われていたのだろうか。

多くの著作は、このことについて何の疑問も呈していない。

僧隆観は、その後大宝三年に還俗して金財と名乗ったとあります。芸術や算暦に秀でていたと『続日本紀』に出現しています。

わたしにとって前記の「行心」の流された飛驒の伽藍がどの寺なのかと、仏教の戒律が今後の新たな研究課題となりました。

県外図書館からの図書貸出

瀬戸市 林 伸禧

96号(平成20年8月)で、図書館からの書物の貸し出しが大変しやすくなり

- ・愛知県内の図書館収蔵図書は、地元図書館を窓口として貸出しを受けることができます。
- ・東海三県の県立図書館では、相互に図書の貸借協定を結び、わざわざ他県に行かずとも貸出しを受ける事が出来るようになりました。
- ・また、3県に於いては、他県の市町村収蔵の図書も県立図書館を経由して貸出しを受けれます。

と紹介しましたが、3県以外の県立図書館からも貸出しを受けることが出来るのが判明しましたのでお知らせします。

具体例として、福井県立図書館へ図書の複写を依頼したところ、地元公共図書館経由であれば図書を貸出しするとの助言をいただき、図書の送料を負担して貸出しを受けました。また、神奈川県立図書館からも同様に貸出しを受けました。

私が利用した県外の図書館は、三重・福井及び神奈川県立図書館だけですが、それ以外の県立図書館からも貸出し可能と思われます。なお、三県以外の県立図書館から書物の貸出しを受けようとする場合は、念のため当該図書館の取扱いを確認してください。

11月例会報告

○ 日本三津に関する情報の紹介

半田市 土井真人

地名に関して調べておりましたところ、『歴史地名の研究』(竹内俊男著)に偶然にも日本三津についての記述を見つけましたので紹介しました。

「日本三津」が出てくる書物は『和漢三才図会』(寺島良安、1712)巻第57で、原典が中国“明”の茅元儀著『武備志』で、この中の日本の港に触れた記述を引用したものである。

古来「三津」があったとすれば安濃津に移転の可能性はあるが「日本三津」の成立がこの時代であれば「安濃津」が伊勢の津であっても不思議はない、

と解説し、併せて地名考余話と題し、古代史研究の際に地名を考察する場合の留意点として、

- ・ 出典書誌の編纂時代を考慮する必要、
 - ・ 地名の歴史的変遷、
 - ・ 現地名が一旦消滅の復活である場合は復活由来に留意する必要
- などの話をしました。

○ 春日井等現地調査の報告

名古屋市 石田敬一

2008年9月21日(日)に実施した本会の現地調査の結果について報告した。

愛知県春日井市味鋤古墳群、豊山町青塚古墳群、犬山市青塚古墳群、岐阜県可児地域古墳群、田県神社、大縣神社を調査し、一定の広がり、一定の期間、それぞれの地域を支配した王族が存在したとの感想を持った。

○ 2008年度日本思想史学会での古田先生の発表

名古屋市 石田敬一

2008年10月19日(日)に愛知教育大学で開催された日本思想史学会において、古田武彦先生が『日本思想史学批判～「万世一系」論と現代マスメディア～』と題して発表された

内容を報告した。

日本思想史学会は、万世一系が歴史的事実ではないことを熟知しながら、これに触れずにきたのは本来の学問に反する。他に先駆けて学問としての自由にして十分な討論を重んじられるよう要望するというのが発表の主旨であった。

○ 古代史の再検討(9) — 絶対年代の復元 — 名古屋市 加藤勝美

今回も筆者である私自らが、拙論を朗読する形で報告を行った。

論点は2点。

第一点。

遣隋使は推古朝に行われたと『日本書紀』は記しているが、推古朝は唐の時代に入っているため、そんなことはあり得ない。『日本書紀』推古紀は、9ヶ月で長安と大和を往復したと記しているが、相当後代の八世紀になっても、その往復には2, 3年以上要している。この点でも遣隋使はあり得ない。『隋書』の記載から持ち込まれた追加記事とみてよい。

第二点。

「二倍年暦」の検証の対象に、聖徳太子の薨去年月日を取り上げた。そのポイントは、『日本書紀』と法隆寺の「釈迦三尊像光背銘」とで、聖徳太子の薨去年月日が異なって見える点を追求した点である。

推古天皇の崩御年月日から具体的な「二倍年暦」ごよみの形が明らかにされた。元嘉暦の一ヶ月を前半の1～15日、後半の16日～月末を各ひと月とし、田植開始月と収穫開始月を新年とする、いわば「自然暦」とでも称すべき「こよみ」だった。

この「二倍年暦」ごよみを、推古天皇の場合と全く同じ考え方で、聖徳太子の薨去年月日に適用すると、一見異なって見える『日本書紀』と法隆寺の「釈迦三尊像光背銘」は、全く同一年月日を指していることが判明した。

結論だけを示すと以下のとおりとなった。

推古天皇崩

日本書紀：戊子年三月丁未朔癸丑日

古事記：戊子年三月十五日癸丑日

実年月日：西暦660年(庚申年)9月15日

聖徳太子薨

日本書紀：辛巳年二月五日癸巳日

光背銘：壬午年二月廿二日甲戌日

実年月日：西暦657年(丁巳年)9月8日

これに対し、「二倍年暦」と普通暦との関係はどのようなものか、という質問があった。具体的には次号(今回)に示す、と答えるにとどまった。

1月例会に参加を

日時：1月18日(日) 午後1時30分～5時
第3日曜日です。

場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

参加料：500円(会員無料)

今後の予定

2月例会：2月15日(日)名古屋市市政資料館

3月例会：3月8日(日)名古屋市市政資料館

例会は原則として毎月第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。

資料を配布される場合は、なるべく「18部」

をご用意いたします。